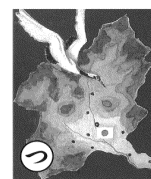




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年5月8日(火) 第9597号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○同	2
○道路の供用開始(同)	2
公 告	
○都市計画区域区分変更の県原案(都市計画課)	3
○公聴会の開催(同)	3
監査委員公告	
○監査結果の公表	4
○監査結果に基づく措置状況	8

■ 告 示

◎群馬県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月8日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋玉村線	前橋市六供町752番地先から同市同1830番の2地先まで	前	16.0～41.0	16.0
			後	16.0～44.0	16.0

◎群馬県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月8日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	金井小幡線	甘楽郡甘楽町大字天引字口明塚333番の3地先から同郡同町大字同字同330番の1地先まで	前	14.3～16.9	105.2
			後	17.2～42.6	105.2

◎群馬県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月8日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	291号	利根郡みなかみ町小川字所ノ田原518番の2地先から	平成30年5月8日

同郡同町同字三本木979番の6地先まで

■ 公 告

高崎都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成30年5月8日

群馬県知事 大澤 正 明

高崎都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。
高崎市総合卸売市場周辺地区 面積約43.3ha 高崎市柴崎町、下大類町及び栗崎町の各一部
- 2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分	年 次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		841.1千人	おおむね824.6千人
市街化区域内人口		575.8千人	※ おおむね566.6千人
配分する人口		—	おおむね547.6千人

※ 平成32年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、高崎都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成30年5月8日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 開催期日及び場所 平成30年5月31日（木）午後2時から 高崎市総合卸売市場 2階会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 高崎都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所、高崎市都市整備部都市計画課及び高崎市総合卸売市場南側現地事務所において、平成30年5月8日（火）から同月22日（火）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、平成30年5月22日（火）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都

市計画課、群馬県高崎土木事務所、高崎市都市整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。

6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656

別記様式

高崎市計画区域区分の変更（高崎市総合卸売市場周辺地区）に関する公述申出書		年	月	日
群馬県知事 大澤 正明 あて				
平成30年5月8日付け群馬県報に登載された高崎市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。				
1	公述申出人	住所	電話番号	
		氏名	印	年齢
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）			
3	意見の要旨（別紙のとおり）			

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

■ 監査委員公告

◎監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年5月8日

群馬県監査委員 丸 山 幸 男
同 林 章
同 橋 爪 洋 介
同 星 名 建 市

1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

2 監査対象年度 平成29年度

3 監査対象機関 地域機関等57機関

4 監査結果の概要

- (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
(2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 1件
(3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし

5 機関別監査結果

(1) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋高等学校 (平成30年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

前橋南高等学校 (平成30年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋西高等学校 (平成30年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋女子高等学校 (平成30年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋東高等学校 (平成30年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
勢多農林高等学校 (平成30年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋工業高等学校 (平成30年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋商業高等学校 (平成30年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋清陵高等学校 (平成30年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等学校 (平成30年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎北高等学校 (平成30年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
榛名高等学校 (平成30年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎女子高等学校 (平成30年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生高等学校 (平成30年2月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生南高等学校 (平成30年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生西高等学校 (平成30年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生女子高等学校 (平成30年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生工業高等学校 (平成30年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎興陽高等学校 (平成30年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎工業高等学校 (平成30年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎商業高等学校 (平成30年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

太田高等学校 (平成30年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田東高等学校 (平成30年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田女子高等学校 (平成30年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田高等学校 (平成30年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
尾瀬高等学校 (平成30年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田女子高等学校 (平成30年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根実業高等学校 (平成30年2月21日)	(注意事項) 所得税法第183条第1項において、源泉徴収した所得税は、原則として、給与等を支払った月の翌月10日(当該日が日曜日、祝日等の休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに納付しなければならないとされている。 当該機関は、平成29年11月10日に講師2名に支払った謝金及び旅費から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税3,694円について、納付期限が同年12月11日とされているにもかかわらず、事務監査日(平成30年2月21日)現在までに所轄税務署に納付していなかった。
渋川高等学校 (平成30年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川女子高等学校 (平成30年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川青翠高等学校 (平成30年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業高等学校 (平成30年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡中央高等学校 (平成30年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡北高等学校 (平成30年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡工業高等学校 (平成30年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡実業高等学校 (平成30年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
松井田高等学校 (平成30年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中総合学園高等学校 (平成30年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大間々高等学校	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(平成30年2月26日)	
万場高等学校 (平成30年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中之条高等学校 (平成30年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
玉村高等学校 (平成30年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林商工高等学校 (平成30年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西邑楽高等学校 (平成30年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉高等学校 (平成30年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中央中等教育学校 (平成30年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しろがね特別支援学校 (平成30年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
あさひ特別支援学校 (平成30年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎特別支援学校 (平成30年2月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等特別支援学校 (平成30年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田特別支援学校 (平成30年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林特別支援学校 (平成30年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川特別支援学校 (平成30年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡特別支援学校 (平成30年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡特別支援学校 (平成30年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渡良瀬特別支援学校 (平成30年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻特別支援学校 (平成30年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、群馬県公安委員会委員長から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年5月8日

群馬県監査委員 丸山幸男
同 林章
同 橋爪洋介
同 星名建市

監査対象機関	高崎警察署
監査結果の公表年月日	平成30年3月2日(群馬県報第9579号)監査公表第1号
監査の結果	(指摘事項) 群馬県財務規則第35条において、収入調定者は、歳入の調定をするときは、収入の原因となる関係書類に基づいて、調定回議書を作成して行うものとされている。 当該機関は、器物損壊事件に伴う公用車の損傷に係る修繕について、加害者が賠償責任を認めているにもかかわらず、平成29年7月3日に県が支出した修理代金相当額471,247円に係る歳入の手続を事務監査日(同年10月25日)現在行っていないかった。
講じた措置	本件については、歳入受入の内部意思決定を経て平成30年2月14日付けで調定回議書を作成し、県が支出した修理代金471,247円を損害金として納付させるため、加害者に同年3月6日を納期限とする納入通知書を手交した。 また、今後において同様の歳入手続が必要となった場合は、速やかな事務処理に努めることとした。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111